

## USPTO、商標の異議申立てについて新システムの運用を開始

2024年8月30日  
JETRO NY 知的財産部  
蛭田、田畑

USPTOは、商標審判部 (Trademark Trial and Appeal Board:TTAB) への異議申立て手続に利用できる新システム「TTAB Center」のベータ版<sup>1</sup>の運用を開始した。

このシステムのベータ版は、今後6か月程度を目安に、既存のシステムである「Electronic System for Trademark Trials and Appeals (ESTTA)」と並行して試験運用される見込みとなっている。利用者は、試験運用の期間中、TTAB Centerのベータ版とESTTAとのいずれかを選択して異議申立てを行うことができる。

USPTOは、このシステムのベータ版を提供するウェブサイトに設けられたフィードバック機能により、利用者からの意見や改善提案を受け付けるとしている。利用者からのフィードバックは、2025年春に想定されている正式なシステムリリースに向けて活用される見通しである。

USPTOは、数年をかけて、既存のESTTAに置き換える形で、TTAB Centerを商標審判部への手続全般の総合プラットフォームとしていく意向を示している。TTAB Centerは、より安全でレジリエントなシステムを目指しており、手続書類のドラフトの保存や共有を行う機能や、係属中・完了後の事件全ての手続書類を一括管理する事件記録を表示する機能なども提供する予定となっている。

現在、TTAB Centerのベータ版に表示される一部の項目は、既存システムのESTTAにつながる形となっている。

TTAB Centerを利用して手続を行うには、事前にMyUSPTOのアカウント登録を行う必要がある。また、手続に当たっては二段階認証が求められる。その他、TTAB Centerの利用に関する情報は、USPTOのウェブサイト<sup>2</sup>で提供されている。

なお、USPTOのシステム開発に関しては、特許審査で利用される先行技術調査用のシステムについて、Accenture社が7,500万ドルの受注契約を行った旨も報道されている<sup>3</sup>。この契約は、特許審査の品質と効率を向上させることを目的として、USPTOの先行技術調査用のシステムにAIやITツールを導入するものであると説明されている。

(以上)

<sup>1</sup> Trademark Trial and Appeal Board (TTAB) Center Beta

<sup>2</sup> The Trademark Trial and Appeal Board (TTAB) Centerのウェブサイト

<sup>3</sup> 2024年8月28日のAccenture社によるニュースリリース